

# 滋賀県立長浜農業高等学校生物工学食品製造実習棟屋上防水改修業務仕様書

## 1 業務名

滋賀県立長浜農業高等学校生物工学食品製造実習棟屋上防水改修業務

## 2 業務場所

滋賀県立長浜農業高等学校(滋賀県長浜市名越町600)

(※別添配置図をご参照ください。)

## 3 履行期限

契約の日から令和9年3月31日まで

※学校行事等により、実施できない期間があるので、工事日程については学校担当者と事前に調整すること。

## 4 業務内容の概要

生物工学食品製造実習棟屋上防水が老朽化しているので改修する。

### (1) 屋上およびボイラー室屋上

- ・ 屋上の既設ゴムアスファルト防水(平場及び立上り部)不良個所を補修する
- ・ 既設ゴムアスファルト防水を高圧水洗した上で塩ビシート防水(機械固定方法)を施工する。
- ・ 改修用ドレンを設置する。

### (2) バルコニー

- ・ 保護コンクリートを高圧洗浄した上で塩ビシート防水(機械固定)を施工する。

### (3) 防水の保証

- ・ 保証期間は本校が引き渡しを受けてから10年間とする。

※別添図面等および写真をご参照ください。

## 5 施工

### <一般共通事項>

#### (1) 施工基準

本業務は、本仕様書、図面等を遵守し、完全に施工すること。なお仕様書および図面に記載されていない事項は、すべて下記図書(最新版)を参考とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事、電気設備工事、機械設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事、電気設備工事、機械設備工事編)
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事、機械設備工事編)

(2) 業務写真

写真はカラーとし、着工前、工事中、材料のメーカー名・型番・使用期限、完成時の各内容が明確に判別できるものを提出すること。

(3) 材料の規格

本業務に使用する材料は、全て設計図書に定める所要の品質および性能を有するものとし、JIS又はJASのマーク表示のないもの等は担当職員と協議のうえ承諾されたものを使用しなければならない。また、建築材料等は極力県内産品を選定すること。

(4) 業務可能時間

原則として、業務は平日の行事に支障のない時期に実施し、実施時間は8:30～17:00とする。ただし、施設管理者と協議により作業時間の変更は可能とする。また、施設運営上平日でも作業ができない日もあるため、十分な打ち合わせを行うこと。

(5) 業務の着手

- ・ 業務に着手する前に、担当職員と十分に打ち合わせおよび協議を行い、業務完了までの工程表を担当職員に提出し、これの承諾を受けなければならない。
- ・ 機器の搬入時期、方法等は、全て担当職員と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。
- ・ 施工に伴い既存構造物の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて担当職員立ち合いのもと実施しなければならない。
- ・ 本業務に関連する他の工事や点検がある場合、当該受注者と連絡を密にとって相互に協力しあい、円滑な施工に務めなければならない。

(6) 撤去・ハツリ工事

- ・ 撤去等に当たっては、施工箇所の配線、配管をあらかじめ十分調査し、支障をきたさないよう施工方法を定めること。
- ・ 撤去等にともなう粉塵対策を施工前から完了まで行うこと。また、室内等の備品や仕上げ材に損傷を与えないよう十分注意し施工すること。

(7) 安全対策

- ・ 車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、業務全般に万全の対策を構ずること。
- ・ 資材や機器、重機の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、担当職員や施設管理者と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全に十分に注意して行わなければならない。

(8) 公害対策

業務着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のないよう、業務完了まで万全の対策を講じること。

(9) 産業廃棄物の処理

業務に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。

(10) 事前調査

- ・ 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき実施すること。
- ・ 石綿の事前調査は、建築物石綿含有建材調査講習登録規程に規定する建築物石綿含有建材調査等有資格者によるものとする。

- ・ 事前調査結果は書面で発注者に説明すること。
- ・ 事前調査結果を作業所に備え付け、事前調査結果および作業内容等の掲示すること。
- ・ 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の改修工事等の事前調査を実施したときは、その結果を工事開始までに石綿事前調査報告システムにより労働基準監督署および県(大津市内は大津市)に報告するとともに、発注者に書面で報告すること。

(11) 現場確認

上記4の詳細に関して現場を確認し、現状把握を行うことが望ましい。

現場確認をする場合には、(14)の問い合わせ先に事前に連絡の上、実施すること。

(12) 法令順守

関係法令を順守し、必要に応じ関係法令に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。

(13) その他

- ・ 日々の清掃に努め、完成後は担当職員の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。
- ・ 作業中、本業務の目的を満たすために必要な作業が生じた場合は、それを施工すること。
- ・ 契約締結後直ちに工程、施工方法等を担当職員と事前に打合せを行い、承諾を受けた後、施工に着手すること。
- ・ 作業に伴う物品類の移動は施設管理者の指示のもと受注者にて行うこと。
- ・ 本業務は、滋賀県暴力団排除条例ならびに「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」を遵守し契約を締結する。
- ・ 各種下請業者、製造所等県下で供給できるものについては、極力県内業者を選定すること。
- ・ 全ての作業完了後、交換した機器等の仕様書、各検査記録、試運転記録および業務写真等を履行期限までに提出すること。なお、写真はカラーとし、着工前、材料のメーカー名・型番・使用期限、業務中、完成時の各内容が明確に判別できるものを提出すること。
- ・ 作業用水、作業用電力は構内既存の施設を無償で利用できるものとする。
- ・ 安全な足場を設置するなど安全確保を行うこと。また、必要に応じて、養生等を行うこと。
- ・ 担当職員の指示により施工計画書を作成し、承諾を受けなければならない。

(14) 問い合わせ先

滋賀県立長浜農業高等学校 事務室 担当:木下

住 所:〒526-0824 長浜市名越町600

電 話:0749-62-0876

FAX:0749-65-1343